

スポーツ施設等利用助成に関する実施要領

1 目的

この要領は、地方職員共済組合沖縄県支部組合員本人（以下「組合員」という。）が、地方職員共済組合沖縄県支部長（以下「支部長」という。）の指定したスポーツ施設等（以下「指定施設」という。）を利用した場合に、利用金額の一部を助成し、組合員の健康保持、増進、疾病予防及び医療費増嵩対策を図ることを目的とする。

2 指定施設

指定施設は、別表に掲げるものとする。

3 利用助成の方法及び対象

- (1) 組合員が指定施設を利用した場合は、支部長が指定施設に利用助成金を支払うものとする。
- (2) 助成の対象は同一組合員について、1施設当たり月5回までとし、1施設当たり月6回目からは助成の対象としない。（同月に複数の施設の利用が可能、各施設ごとに5回までが助成の対象。）

4 利用助成期間

利用助成期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、予算額の範囲を超えた場合は、その時点で終了することができるものとする。

5 指定施設利用の方法

指定施設を利用する場合は、各指定施設の利用規則に基づいて利用するものとし、受付窓口で「地方職員共済組合組合員証」を提示のうえ、「地方職員共済組合スポーツ施設等利用者名簿」に所属所名、組合員番号、氏名等必要事項を記入の上、個人負担分の施設利用料を支払うものとする。

6 盗難・事故等の損害

組合員が指定施設を利用した場合において発生した盗難・事故等の損害に関しては、すべて組合員と指定施設の間で解決するものとする。

7 利用状況報告

支部長は、指定施設から各月ごとに別紙1「スポーツ施設等利用者名簿」と別紙2「スポーツ施設等利用状況報告書」を徴するものとする。

8 雑則

支部長は、この要領のほか必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。